

日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について

(趣旨)

令和 4 年 4 月 1 日から施行されるインバランス料金制度の改定に伴い、インバランス料金の算定方法が変更となる。現行は卸電力取引所の市場価格を基準として計算されているが、改定後は調整力の kWh 価格を基準として計算されることとなる。

現在日本卸電力取引所の業務規程第 18 条において、一般送配電事業託送供給等料金算定規則に基づく調整項 (α) を日本卸電力取引所が計算して公表することとされているが、改定後は調整項 (α) が不要となること、当該規程も不要となる。

については、業務規程変更認可について審査基準に基づきご審議いただきたい。

主なポイント

○ 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、電気事業法第 99 条第 1 項後段の規程により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。

令和 4 年 4 月 1 日から施行されるインバランス料金制度の改定に伴い、インバランス料金の算定方法が変更され、現行では卸電力取引所の市場価格を基準として計算されているが、改定後は調整力の kWh 価格を基準として計算されることとなる。

これに伴い、現在、日本卸電力取引所の業務規程において、一般送配電事業託送供給等料金算定規則に基づく調整項 (α) を計算して公表することとされているが、改定後は調整項 (α) の記載が不要となること、日本卸電力取引所の業務規程を変更する必要がある。

このため、令和 4 年 3 月 18 日に日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われ、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 29 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたところ。

業務規程の改定（第 18 条の削除）については、制度変更を踏まえて不要となった規定を削除するものであり、改定後の業務規程は業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることを確認した（施行規則第 132 条の 7）。

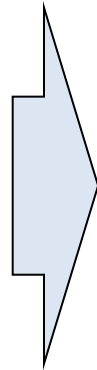
審査結果を踏まえ、当委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとした。

業務規程の変更点について

- 具体的な規程の変更内容は以下のとおり。

<業務規程変更前>

(その他の業務)
第18条 本取引所は、電力広域的運営推進機関より入手する全ての一般送配電事業者の供給区域内におけるインバランス量を合計した量を用いて、一般送配電事業託送供給等料金算定規則第27条第1項第2号に定められる値を計算し、これを公表する。

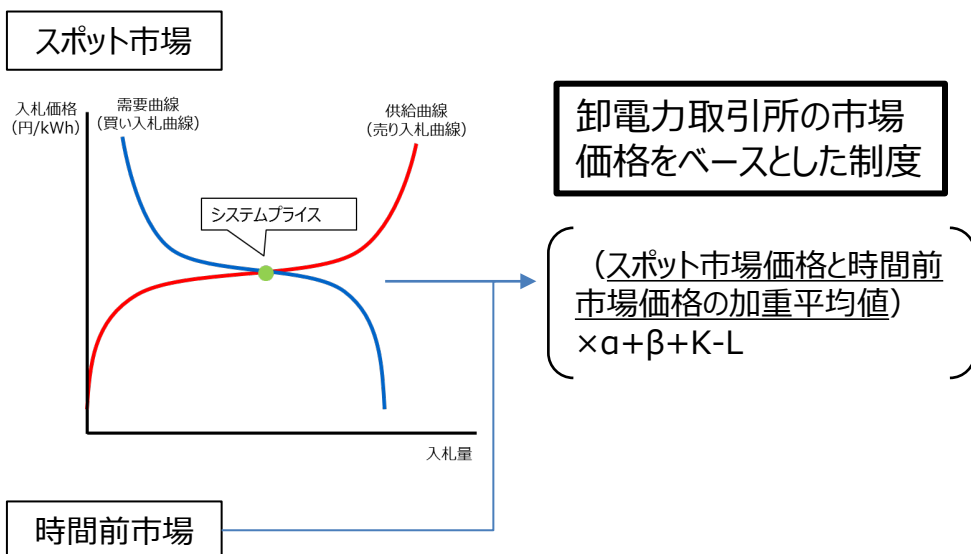


<業務規程変更後>

(削除)

- 資源エネルギー庁の審議会において、需給調整市場の創設に併せて、現行のインバランス料金制度を抜本的に見直すという方針の下、電力・ガス取引監視等委員会では、制度設計専門会合において、新たなインバランス料金制度の詳細設計及び関連情報の公表のあり方について、2019年2月から検討を行い、2020年3月にその内容を取りまとめた。

現行のインバランス料金制度

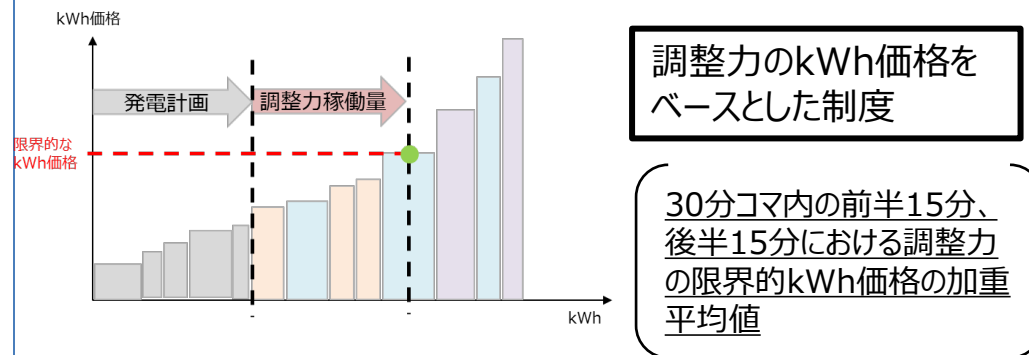


課題：

- ① 系統全体の需給バランスを一致方向に促すインセンティブが弱い。
- ② 一般送配電事業者は、インバランス料金では調整力コストを十分に回収できない。

2022年度以降のインバランス料金制度

電源の稼働コストのメリットオーダー



更に需給ひっ迫時には、インバランス料金が上昇する仕組みを導入（補正インバランス料金）。

対応：

- ① 系統利用者に対し、系統全体の需給バランスを一致方向に促すインセンティブを付与。
- ② 調整力のkWh価格をインバランス料金に反映することで、一般送配電事業者は、需給調整コストを回収可能。

審査基準への適合性について

- 今般の業務規程の改正は、インバランス料金制度の改定に伴うもの。
- 上記の改正については、電気事業法施行規則第132条の7において規定される業務規程の認可基準である、卸電力取引所の「業務を適正かつ確実に実施する上で適当なもの」に適合すると考えられるため、経済産業大臣からの意見照会について、問題ない旨回答することとしたい。

業務規程の必要的記載事項（施行規則132条の6）

業務規程の必要的記載事項（施行規則132条の6）	審査が必要な項目	審査結果
市場開設業務を行う時間及び休日に関する事項		
市場開設業務を行う事務所の所在地		
売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項		
卸電力取引市場の種類に関する事項		
売買取引の方法に関する事項		
売買取引の決済に関する事項		
売買取引の手数料に関する事項		
債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項・翌日市場において地域ごと取引価格を算定する方法に関する事項		
翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する事項		
売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項		
市場開設業務の実施体制に関する事項		
卸電力取引市場の監視の方法に関する事項		
取引参加者に対する処分に関する事項		
売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項		
前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項	✓	インバランス料金の調整項算定業務を制度改正に伴い削除

経 済 産 業 省

20220329電委第1号
令和4年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和4年3月29日付け20220322資第36号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

20220322資第36号
令和4年3月29日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

業務規程変更認可申請書

令和4年3月18日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

申請者の住所 東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称 一般社団法人日本知能エネルギー研究所
代表者の氏名 理事長 村上 堯

電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容
業務規程の改定
2. 変更の理由
 - ・ 令和4年4月1日施行のインバランス制度の変更に伴い、業務が不要となるため

以上

○電気事業法（関係部分のみ抜粋）

（委員会の意見の聴取）

第 66 条の 11 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

五 第 10 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を第 27 条の 12 及び第 27 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。）、第 14 条第 2 項（第 27 条の 12 及び第 27 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。）、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項ただし書、第 22 条の 2 第 1 項ただし書（第 27 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。）、第 27 条の 11 の 2 第 1 項ただし書、第 28 条の 14 第 1 項、第 28 条の 41 第 3 項、第 28 条の 46 第 1 項、第 28 条の 49、第 28 条の 52 第 1 項若しくは第 6 項、第 99 条第 1 項又は第 99 条の 7 第 1 項の認可をしようとするとき。

（業務規程の認可）

第 99 条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

○電気事業法施行規則（関係部分のみ抜粋）

（業務規程の記載事項）

第 132 条の 6 法第 99 条第 3 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 市場開設業務を行う時間及び休日(当該時間及び休日^{が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日})に関する事項

二 市場開設業務を行う事務所の所在地

三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項

四 卸電力取引市場の種類に関する事項

五 売買取引の方法(当該方法が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法)に関する事項

六 売買取引の決済に関する事項

七 売買取引の手数料に関する事項

八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項

八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項

九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する事項

十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項

十一 市場開設業務の実施体制に関する事項

十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項

十三 取引参加者に対する処分に関する事項

十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項

十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

(業務規程の認可の基準)

第132条の7 法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1項第1号及び第2号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（関係部分のみ抜粋）

(63) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可
第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行規則第132条の7に適合することとする。

① 施行規則第132条の6第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 翌日市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。

ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。

ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。

② 施行規則第132条の6第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。

③ 施行規則第132条の6第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。

(i) 発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合

(ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合

ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。

(i) 発電設備の維持及び運用を行っている者

(ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。

(i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者

(ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者

ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。

④ 施行規則第132条の6第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。

(i) 翌日市場

(ii) 一時間前市場

(iii) 翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場

ロ 翌日市場については、実需給の前日に取引が可能であること。

ハ 一時間前市場については、年間を通じて、翌日市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。

⑤ 施行規則第132条の6第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。

- (i) 買い及び売りの注文方法
 - (ii) 約定方法（連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。）
 - (iii) 約定結果の通知方法
 - (iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法
 - (v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法
 - (vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い
 - (vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い
- ロ 翌日市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
- (i) 翌日市場 ブラインドシングルプライスオークション
 - (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法（ザラバ取引）
- ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること。
- ニ 翌日市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこととしていること。
- ホ 受渡しに関して定めている事項が、広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- ⑥ 施行規則第132条の6第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
- ロ 翌日市場及び一時間前市場については、取引参加者間で直接資金決済を行うのではなく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理（ネットィング処理）した上で、売買代金を求償することとしていること。
- ⑦ 施行規則第132条の6第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方法について明確な定めが置かれていること。
- ロ 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。
- ⑧ 施行規則第132条の6第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 翌日市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算預託金を預かる制度が採用されていること。
- ロ 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
- (i) 清算預託金の算定方法
 - (ii) 清算預託金の徴収方法
 - (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
 - (iv) 清算預託金の払い戻し方法
- ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。
- ⑨ 施行規則第132条の6第8号の2に掲げる事項として、少なくとも翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法について定められていること。
- ⑩ 施行規則第132条の6第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
- ロ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付について定められていること。
- ⑪ 施行規則第132条の6第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、これを明示的に禁止していること。
 - ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
 - (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いないで取引をすること
 - (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
 - (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
 - (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
 - (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
 - (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
 - (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと
 - ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
 - (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合
 - ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること。
- ⑫ 施行規則第132条の6第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
 - ロ 職員の監視体制が整備されていること。
 - ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制が整備されていること。
- ⑬ 施行規則第132条の6第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
 - ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
 - ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、業務規程その他の取引関連規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
 - ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしていること。
- ⑭ 施行規則第132条の6第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
 - ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。
- ⑮ 施行規則第132条の6第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

一般送配電事業託送供給等料金算定規則 新旧対照表

項目	新	旧	備考
<p>第27条 第1項</p>	<p>インバランス料金は、<u>次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>一 <u>複数の一般送配電事業者（沖縄電力を除く。以下この条において同じ。）が、三十分単位の各時間帯において、当該複数の一般送配電事業者の供給区域のインバランス（電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第二号に規定するインバランスをいう。以下同じ。）を共同して調整するための指令をすることができる電源等及び電気の供給を受ける者（連系設備の送電容量等の制限により共同して調整するための指令をすることができる電源等及び電気の供給を受ける者が存在しない場合にあつては、一の一般送配電事業者の供給区域のインバランスを調整するための指令をすることができる電源等及び電気の供給を受ける者をいい、以下この条において「調整電源等」という。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であつて、当該翌日市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの</u></p> <p>イ <u>出力を増加させる指令（電気の供給を受ける者に対する指令にあつては需要を抑制させる指令をいい、以下「上げ調整指令」という。）のみが出された場合 三十分単位の各時間帯のうちの指令が出された時間帯（以下「指令時間帯」という。）ごとの最も高い調整電源等の単価（調整電源等による調整力の供給に係る一キロワット時</u></p>	<p>インバランス料金は、<u>第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零）として設定しなければならない。ただし、当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあつては、当該経済産業大臣が定める額とする。</u></p> <p>一 <u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が開設する次のイ及びロに掲げる卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該イ及びロに掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額</u></p> <p>イ <u>翌日市場であつて、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行うもの</u></p> <p>ロ <u>翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であつて、当該翌日市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの</u></p> <p>二 <u>次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあつては当該ロに掲げる価格とする。）を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号</u></p>	<p>(変更)</p>

当たりの単価をいう。以下同じ。)を、当該指令時間帯ごとの指令が出された調整力の量(以下「指令量」という。)で加重平均した額

ロ 出力を抑制させる指令(電気の供給を受ける者に対する指令にあっては需要を増加させる指令をいい、以下「下げ調整指令」という。)のみが出された場合 三十分単位の各時間帯のうちの指令時間帯ごとの最も低い調整電源等の単価を、当該指令時間帯ごとの指令量で加重平均した額

ハ 上げ調整指令及び下げ調整指令のいずれもが出された場合であって、上げ調整指令の指令量の方が多い場合 上げ調整指令の指令量と下げ調整指令の指令量を、それらに対応する調整電源等の単価がそれぞれ高いものと低いものから相殺し、残る指令量に対応する調整電源等のうち単価が最も高い調整電源等の単価

ニ 上げ調整指令及び下げ調整指令のいずれもが出された場合であって、下げ調整指令の指令量の方が多い場合 上げ調整指令の指令量と下げ調整指令の指令量を、それらに対応する調整電源等の単価がそれぞれ高いものと低いものから相殺し、残る指令量に対応する調整電源等のうち単価が最も低い調整電源等の単価

ホ 調整電源等への指令が出されなかった場合 指令が出されなかった上げ調整指令に対応する調整電源等のうち最も低い調整電源等の単価と、指令が出されなかった下

において「インバランス料金算定係数」という。)として卸電力取引所が公表する値

イ 翌日市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。)(次号において「インバランス供給量」という。)を加えた数量の電力の買入れに係る入札(以下この号において「買入入札」という。)並びに翌日市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量(次号において「インバランス買取量」という。)を加えた数量の電力の売渡しに係る入札(以下この号において「売渡入札」という。)が当該翌日市場において行われたものと仮定した場合における当該翌日市場における売買取引の価格

ロ 翌日市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の三が買入れられることとなる価格と翌日市場において売渡入札の価格が高いものから順

げ調整指令に対応する調整電源等のうち最も高い調整電源等の単価の平均の額

二 補正料金算定指数（一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）における売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における複数の一般送配電事業者による予測値として当該複数の一般送配電事業者の供給区域（連系設備の送電容量等の制限によりインバランスを調整するために行う電力の受渡しができない場合にあつては、一の一般送配電事業者の供給区域。以下この号において同じ。）における三十分単位の各時間帯ごとの供給能力として見込まれる値（一般送配電事業者がインバランスを調整するために調整電源等（連続する稼働時間が一日以上となるものに限る。）又は非電気事業用電気工作物から電気の供給を受ける場合にあつては、その供給能力を除いた値。）から当該複数の一般送配電事業者の供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値を当該需要電力として見込まれる値で除した値に百を乗じた値をいう。以下この号において同じ。）に応じ、経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額

三 法第三十四条の二第一項の規定による命令又は勧告があつた場合には、電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第一条第一項、第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同令第一条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間又は同令第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指

に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の百分の三が売り渡されることとなる価格を平均した価格

三 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、

二

イ インバランス供給量がインバランス買取量を上回る場合において、インバランス料金算定係数が一を下回るとき

ロ インバランス供給量がインバランス買取量を下回る場合において、インバランス料金算定係数が一を上回るとき

四 各月において、その月の初日から末日までにおける次のイに掲げる価格から同一の時間帯における次のロに掲げる価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額（沖縄電力株式会社に係るものについては、零）

イ 翌日市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格

ロ 第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格

五 翌日市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格と基準インバランス料金の差の動向その他の事情を勘案して経済産業大臣が一般送配電事業者ごとに定める額

	<p><u>定する期間及び時間におけるインバランス料金として、経済産業大臣が定める額</u></p> <p><u>四 災害その他の理由により電気の需給の状況が著しく悪化した場合において、計画的に一般送配電事業者がその託送供給等約款で定めるところによりその供給区域の一部において電気の供給を中止したときは、当該供給区域（当該一般送配電事業者が法第二十四条第一項の許可を受けてその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行う場所及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十二条第一項の規定により法第二十四条第一項の規定の適用を受けないこととされた電気の供給を行う場所を含む。）におけるインバランス料金として、経済産業大臣が定める額</u></p>		
--	---	--	--